

# 一般社団法人 都城青年会議所 運営規程

## 第1章 総 則

(目 的)

**第1条** この規程は、一般社団法人都城青年会議所（以下「この法人」という。）の運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 役員等の職務権限

(役員等の職務権限)

**第2条** 理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行すること。
- (2) 総会及び理事会を招集し、議長としてこれを主催すること。

2 副理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行すること。
- (2) 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行すること。

3 専務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行すること。
- (2) 予算及び決算の案を作成すること。
- (3) 事務局及び財政局を統轄すること。
- (4) 人事給与等の立案をすること。
- (5) 現預金を出納すること。
- (6) 会費を徴収し、資金を管理すること。
- (7) 慶弔、褒賞及び渉外に関する事務を処理すること。

4 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

5 専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、総務担当理事が業務執行に係る職務を代行する。

6 業務執行理事以外の理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) この法人の業務執行に参画すること。
- (2) 理事長が定める担当業務を分掌し、執行すること。

7 監事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 定款第32条に定める職務を行うこと。
- (2) 例会及び理事会において監事講評を行うこと。

8 直前理事長及び特別顧問は理事会に出席して意見を述べることができる。

(出向者等)

**第3条** 理事長は、理事会の承認を経て、出向する正会員のうちからアドバイザーを任命することができる。

2 理事長は、理事会の承認を経て、出向する特別会員のうちから特別アドバイザーを任命することができる。

3 アドバイザー及び特別アドバイザーは、理事会に出席して意見を述べるることができる。

4 出向者は、例会及び理事会において報告することができる。

## 第3章 出 席

(出 席)

**第4条** 正会員は、総会、例会、事業、所属委員会その他この法人が主催する活動（以下「主催活動」という。）に出席しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるに従い、出席として扱うものとする。

(1) 理事長が認める公務に出席 当該主催活動に出席するために、主催活動を欠席したとき。

(2) 公益社団法人日本青年会議所主催の大会、事業、その他主催活動1回分の出席活動に参加したとき又は総務担当委員会が認める行事に代えることができる。

2 例会を担当する委員会は、正会員の出席を管理し、出席率を報告するものとする。

3 第1項の活動に欠席、遅刻及び早退するときは、正会員は事前に届け出るものとする。

## 第4章 例会及び委員会

(例 会)

**第5条** 例会は毎月1回以上開催する。

2 例会の開催日は17日又は27日とする。ただし、理事会の決議により変更することができる。

3 例会の開催時間は午後7時30分から午後9時30分までとする。ただし、理事会の決議により変更することができる。

(委員会等への所属)

**第6条** 正会員は、理事会の承認を経て、委員会、会議、特別委員会、事務局又は財政局（以下「委員会等」という。）に所属する。

2 理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長は、委員会等に所属しない。

3 特別顧問、事務局長、事務局次長、財政局長及び財政局次長の委員会配属に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

(委員会の種類、職務等)

**第7条** 次の各号に掲げる委員会を設置し、それぞれ当該各号に定める職務の事業を計画し、実施する。

(1) 総務ブランディング委員会

- ① 総会の運営、実施
- ② 基本資料、総会資料の作成
- ③ 法人手続き、資産、備品管理
- ④ 定款・諸規程の運用、把握、見直し [共同]
- ⑤ 年間を通じた、都城J Cのブランディング運動
- ⑥ ホームページ、及び各メディアを活用した広報活動の管理運営
- ⑦ 例会における出席率発表
- ⑧ 例会、事業及び各種大会での出席状況把握
- ⑨ 選挙セミナーの実施
- ⑩ 新入会員予定者の事前審査、及びオリエンテーションの実施
- ⑪ 全国大会「宮崎」への参加企画
- ⑫ 日本J C協働運動・連携推進運動事業の窓口
- ⑬ 出向者報告会の実施
- ⑭ 名義後援の受付、理事会への上程
- ⑮ 創立55周年事業への参画（シニア部会）
- ⑯ 日本本会・九州地区協議会・宮崎ブロック協議会、及び出向者への協力支援
- ⑰ 共催事業への協力支援
- ⑱ 会員拡大 [最重要]

(2) 特別渉外委員会

- ① 公益検討例会の実施
- ② 創立55周年事業の全体運営・企画（組織運営部会）
- ③ A S P A C 「鹿児島」への参加企画
- ④ 定款・諸規程の運用、把握、見直し [共同]
- ⑤ 日本本会・九州地区協議会・宮崎ブロック協議会、及び出向者への協力支援
- ⑥ 共催事業への協力支援
- ⑦ 会員拡大 [最重要]

(3) 指導力拡大委員会

- ① 指導力拡大例会の実施（1例会）
- ② 卒業式の実施

③ LDプログラムセミナーの実施

④ 拡大戦略会議の実施

⑤ LDアワーの実施

⑥ サマーコンファレンス「横浜」への参加企画

⑦ 都城盆地まつりへの協力支援窓口

⑧ 創立55周年事業への参画（広報渉外部会）

⑨ 日本本会・九州地区協議会・宮崎ブロック協議会、及び出向者への協力支援

⑩ 共催事業への協力支援

⑪ 会員拡大 [最重要]

(4) 経営力実践委員会

① 経営力実践例会の実施（2例会）

② 北嶺山青年会議所との交流窓口

③ 焼肉カーニバルへの協力支援窓口

④ 創立55周年事業への参画（記念誌部会）

⑤ 日本本会・九州地区協議会・宮崎ブロック協議会、及び出向者への協力支援

⑥ 共催事業への協力支援

⑦ 会員拡大 [最重要]

(5) 青少年育成委員会

① 青少年育成例会の実施（2例会）

② 「きりしまんぢだジュニアトライアスロン大会 in 都城」への協力支援窓口

③ 京都会議への参加企画

④ いきいき大淀川クリーン大作戦への協力支援窓口

⑤ 創立55周年事業への参画（記念式典部会）

⑥ 日本本会・九州地区協議会・宮崎ブロック協議会、及び出向者への協力支援

⑦ 共催事業への協力支援

⑧ 会員拡大 [最重要]

(6) 미래のまち創造委員会

① 通常例会

② 「肉と焼酎のふるさと・みやこんじょ花火大会」の実施

③ 島津発祥まつり事業への協力支援窓口

④ 創立55周年事業への参画（記念事業部会）

⑤ 九州地区大会「天草」への参加企画

⑥ 日本本会・九州地区協議会・宮崎ブロック協議会、及び出向者への協力支援

⑦ 共催事業への協力支援

⑧ 会員拡大 [最重要]

2 委員会は、委員長が召集し、毎月1回以上開催する。

3 委員会の任期及び構成は、事業年度単位とする。

(委員長等の職務権限)

**第8条** 理事長は、理事会の承認を経て、理事（ただし、副理事長及び専務理事を除く。）から委員長を任命する。

2 委員長の職務権限は次のとおりとする。

- (1) 委員会を代表し、統轄すること。
- (2) 理事長の承認を経て、副委員長（運営幹事を設置する場合には副委員長及び運営幹事）を任命すること。ただし、副委員長は2名以下とする。
- (3) 他委員会との連携を図り、委員会の活動を促進し、理事会に出席して意見を述べること。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員会を運営し、活動の記録を事務局に提出する。

4 運営幹事は副委員長を補佐する。

## 第5章 事務局及び財政局

(事務局)

**第9条** 事務局に事務局長1名を置くものとし、事務局次長若干名及び事務局員若干名を置くことができる。

2 前項に定める者（ただし、事務局員を除く。）は、理事長が、理事会の承認を経て、正会員のうちから任免する。

3 事務局長は、事務局を運営し、総会及び理事会の議事録を作成する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐する。

5 事務局員は、庶務を処理する。

6 事務局は、次の各号に定める書類等を事業年度ごとに整理して主たる事務所に備え置き、次の各号に定める期間、当該書類等を保存しなければならない。

- |                            |                  |
|----------------------------|------------------|
| (1) 定款及び諸規程                | 成立した日から永久保存      |
| (2) 会員名簿及び重要な内部資料          | 作成した日から永久保存      |
| (3) 重要なJ C関係資料             | 取得した日から永久保存      |
| (4) 総会及び理事会の議事録            | 各総会及び各理事会の日から10年 |
| (5) 第16条各号に定める会計帳簿等        | 事業年度終了の日から10年    |
| (6) 事務局日誌その他の内部資料          | 作成した日から5年        |
| (7) 受発信簿                   | 作成し又は取得した日から1年   |
| (8) 総会及び理事会の議事に関する書類（ただし、第 | 3か月              |

4号の書類を除く。）

(財政局)

**第10条** この法人に財政局を設置する場合には、財政局長1名を置くものとし、財政局次長若干名を置くことができる。

2 前項に定める者は、理事長が、理事会の承認を経て、正会員のうちから任免する。

3 財政局長は、会計基準を把握し、計算書類を作成する。

4 財政局次長は、財政局長を補佐する。

## 第6章 会計等

(会計帳簿等)

**第11条** この法人の会計に用いる会計帳簿、計算書類等及び伝票は、次の各号に掲げるとおりとする。

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 会計帳簿  | 総勘定元帳、現預金出納帳及び会費徴収簿  |
| (2) 計算書類等 | 計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）をいう。）及び事業報告並びにこれらの付属明細書及び監査報告書 |
| (3) 伝票    | 入金伝票、出金伝票及び振替伝票  |

(会計処理)

**第12条** 会計処理は、できる限り金融機関の口座を利用して行うよう努めるものとする。

(予算案の作成)

**第13条** 専務理事は、各委員会の事業計画を尊重し、計算の基礎を正確かつ具体的に算定し、実行可能性を考慮したうえで予算の案を作成するものとする。

(予算の手続)

**第14条** 専務理事は、予算案を理事会に上程し、理事会の決議を経なければならない。

(委員会事業報告の作成)

**第15条** 担当委員長は、各事業実施後速やかに当該事業に係る事業報告を作成し、理事会の承認を経て、理事長に提出しなければならない。

(決算案の作成)

**第16条** 専務理事は、決算の案を作成するに際し、前払費用、未収金、未払金等を整理し、仮払金、仮受金等は各科目の振替関係帳簿と照合させ、銀行預金残高証明書その他証憑書類を収集しなければならない。

(決算の手続)

**第17条** 専務理事は、決算案を理事会に上程し、理事会の決議

を経なければならない。

2 監事は、第1項の決議を経た決算案について監査するとともに、次の各号に定める事項を行い、総会に報告しなければならない。報告するにあたり、理事会に対し、必要な説明及び書類等の提示を求めることができる。

- (1) 会計帳簿、計算書類等、伝票、その他証憑書類の照合及び整理保存の状況の調査
- (2) 現金及び預金、残金の確認
- (3) その他会計監査上必要な事項

## 第7章 褒賞、慶弔及び旅費

(褒賞に関する事項)

**第18条** この法人における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績があった個人、法人、団体及び委員会に対して行う。

2 褒賞の方法に関して必要な事項は、理事会の決議により定める。

(慶弔に関する事項)

**第19条** 会員の慶弔に関しては、次の各号に定めるところにより、慶弔金を贈るものとする。

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| (1) 正会員の結婚             | 10,000円 |
| (2) 正会員の子女誕生の場合        | 3,000円  |
| (3) 正会員の死亡             | 30,000円 |
| (4) 正会員の配偶者及び一親等の親族の死亡 | 10,000円 |
| (5) 特別会員及び顧問の死亡        | 10,000円 |

2 前項に定めるもののほか、理事長が必要と認めた場合には、理事長、副理事長及び専務理事の協議により慶弔金の額を定め、理事会に報告するものとする。

(旅費に関する事項)

**第20条** この法人の会員が理事長の認めた公務のために出張した場合には、理事会の決議を経て、旅費及び宿泊費の一部を支給することができる。

2 事務局員が理事長の認めた公務のために出張した場合は、理事会の決議を経て、実費の一部を支給することができる。

### 附 則 (平成30年12月4日改正)

この規程は、総会の承認を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第29条第1項第4号に定める公益認定の取消しの処分を受けた日から施行する。

総会承認日 平成30年6月28日  
取消処分日 平成30年12月 日